



の当該研修の実施に関する事項について適当でないと認めるときは、研修実施者に対して必要な指示をることができる。（指定の取消し）

**第十三条** 厚生労働大臣は、研修実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の行為により指定を受けたとき。

二 第九条各号のいずれかに適合しなくなつたとき。

三 第十条各号のいずれかに該当するとき。

四 正當な事由がないのに精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施しなかつたとき。

五 前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 前条第三項の規定による指示に従わないとき。

（指定の辞退の届出）

**第十四条** 研修実施者は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の一年前までに、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。（修了証の交付等）

**第十五条** 研修実施者は、その実施に係る精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修の課程を修了した者に対する、当該課程を修了したことの証する書面（以下「修了証」という。）を交付しなければならない。

2 研修実施者は、精神保健判定医養成研修又は精神保健参与員候補者養成研修を実施した時は、その終了後二週間以内に、前項の規定に基づき修了証を交付した者の氏名、生年月日、修了した研修の課程及び修了年月日を記載した名簿を厚生労働大臣に提出しなければならない。

### 附 則

（施行期日）

**第一条** この省令は、法第六条、第七条及び第十一条の規定の施行の日（平成十六年十月十五日）から施行する。

**第二条** 令附則第二条第一項の厚生労働省令で定める事項については、第一条（第六号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第七号中「令第二条第二項」とあるのは、「令附則第二条第二項」と読み替えるものとする。

**第三条** 厚生労働大臣は、研修実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

（精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置）

**第三条** 平成十六年において法第六条第二項の規定に基づき送付する精神保健判定医名簿に記載

すべき者の要件に係る第二条第二項の規定の適用については、同項中「送付する年の四月一日」とあるのは「送付する年の翌年の四月一日」とし、「二年以内」とあるのは「三年以内」とし、「従事した経験を有する」とあるのは「従事した経験を有し、又は従事する見込みがある」とする。

（精神保健参与員候補者名簿の記載事項に関する経過措置）

**第四条** 令附則第四条第一項の厚生労働省令で定める事項については、第四条（第六号を除く。）の規定を準用する。

この場合において、同条第七号中「令第三条第二項」とあるのは「令附則第四条第二項」と、「同条第一項各号のいずれにも該当する者」とあるのは「同条第一項に該当する者」と読み替えるものとする。

（相談援助の業務に従事している期間に関する経過措置）

**第五条** 第四条第五号の相談援助の業務に従事している期間には、当分の間、精神保健福祉士法の施行前において同法第二条に規定する相談援助の業務に従事している期間を算入することができる。

（研修に関する経過措置）

**第六条** 第七条第四項の指定を受けた者が平成十六年度において当該指定を受ける前に行つた研修の課程であつて、その内容が同条第三項に規定する初回研修に準すると認められるものは、同項に規定する初回研修とみなす。

（附 則（平成十七年七月一四日厚生労働省令第一一七号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、法の施行の日（平成十七年七月十五日）から施行する。

**別表（第七条関係）**

科目	初回研修の時間 数	継続研修の時間 数	（研修に関する経過措置）	（精神保健判定医名簿への記載に関する経過措置）	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療及び実務		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療及び実務	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療及び実務	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく医療及び実務
					二時間	三時間			
研修者	研修者	研修者	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する事例研究	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する事例研究	二時間	三時間	五時間	二時間	二時間
研修者	研修者	研修者	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する事例研究	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する事例研究	三十分	三十分	三時間	三十分	三十分
研修者	研修者	研修者	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する事例研究	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する事例研究	三時間	三時間	三時間	三十分	三十分